

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局建築指導部建築企画課 (06-6208-9300)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	建築物のエネルギー消費性能の向上のための工事等を行う建築物の建蔽率の特例許可
概 要	建築基準法第53条第5項第4号では、建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内において建蔽率の限度を超えることができると規定されています。
根拠法令等 及び条項	・ 建築基準法第53条第5項第4号 ・ 建築基準法施行規則第10条の4の8第1項 ・ 建築基準法第53条第5項第4号許可取扱要綱 ・ 建築基準法第53条第5項第4号許可申請の手続き要領 （上記要綱、要領については、計画調整局建築指導部建築企画課窓口にて設置）
審査基準	■維持管理義務 本制度の適用を受けた建築物の建築主又は当該建築物若しくは当該建築物の敷地の所有者は、当該建築物が常時適法であるように、建築物等を将来にわたり適切に維持管理しなければならない。 上記記載のほか、「建築基準法第53条第5項第4号許可取扱要綱」、「建築基準法第53条第5項第4号許可申請の手続き要領」を必ずご確認ください。
標準処理期間	60日
経由日数	なし
提出先	計画調整局 建築指導部 建築企画課
提出時期	随時
提出方法	建築企画課及び関係協議先と事前協議を行ったうえ、許可申請書及び添付図書（正副2部）を作成してください。建築企画課窓口で納付書を発行しますので指定金融機関で手数料を納付し、上記提出先まで提出してください。
手数料	¥60,000
相談窓口	計画調整局 建築指導部 建築企画課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000332154.html
備 考	・ 事前に建築企画課、関係協議先と協議を行ったうえ、申請を行ってください。